

4-2 建設業の事業および社会的役割に関する行政例 No. 28 (2000 年)

建設業の事業および社会的役割に関する インドネシア共和国行政令 2000 年第 28 号

インドネシア共和国大統領は、

- a. 建設業に関する法律 1999 年第 18 号の施行に伴い、建設業における業種、事業形態および事業分野、登録、検定、資格、認可についてさらに詳細な規定が必要であること、および、フォーラムや協会を通じて建設業の社会的役割を高めていくことが必要であること
- b. 上記の事柄に関し、建設業の事業および社会的役割に関する行政令を定める必要があると判断されること

に鑑み、

1. 1945 年憲法第 5 条第 (2) 項
2. 独占および不健全な企業競争の禁止に関する法律 1999 年第 5 号 (インドネシア共和国官報 1999 年第 33 号および同補足第 3817 号)
3. 建設業に関する法律 1999 年第 18 号 (インドネシア共和国官報 1999 年第 54 号および同補足第 3833 号)
4. 地方行政に関する法律 1999 年第 22 号 (インドネシア共和国官報 1999 年第 60 号および同補足第 3839 号)

を参照し、

建設業の事業および社会的役割に関する行政令をここに定める。

第 1 章 総 則

第 1 条

本行政令における用語の定義は次の通りとする。

1. 協会とは、建設業に関する法律 1999 年第 18 号に定められている、国内の建設業の発展を目的として活動する組織を言う。

2. 分類とは、業務部門または分野に従い建設業における事業のグループ分けを行うこと、あるいはそれぞれの専門知識、専門技術、役割ならびに熟練度に従い建設業就労者を専門分野別にグループ分けすることを目的とした、登録活動を言う。
3. 格付けとは、能力および力量の程度に従い建設業における企業のグループ分けを行うこと、あるいは専門技術・技能の能力および力量の程度に従い就労者の専門技術・技能によるグループ分けを行うこと、を目的とした登録活動を言う。
4. 検定とは、
 - a. 企業、個人にかかわらず、建設業における能力および力量の分類・格付けを認定するための審査過程を言う。または、
 - b. 一定の専門知識、専門技術、役割ならびに熟練度に従い、建設業就労者の技術・専門分野における能力および力量について認定するための審査過程を言う。
5. 資格とは、
 - a. 企業、個人業者にかかわらず、建設業における能力および力量が分類・格付けされ、認定されたことの証明である。または、
 - b. 一定の専門知識、専門技術、役割ならびに熟練度に従い、建設業就労者の技術・専門分野における能力および力量が分類・格付けされ、認定されたことの証明である。
6. 認可とは、協会が次の事柄について審査判断し決定することを言う。
 - a. 建設業組合および建設業専門職組合に対し、組合員の検定を行う権限を与えること。または、
 - b. 建設業教育訓練機関に対し、技術職資格あるいは専門職資格の証明書を発行する権限を与えること。
7. 企業とは、建設部門における企業を言う。
8. 大臣とは、建設部門において職責を持つ大臣を言う。

第2条

本行政令は、建設事業、建設業就労者、建設業の社会的役割および制裁規定に適用される。

第 11 章 建設事業
第 1 部
業種、事業形態、事業部門

第 3 条

本章は、建設業における業種、事業形態、事業部門について定めるものとする。

第 4 条

- (1) 第 3 条に記されている建設業における業種とは、建設計画、工事の施工および工事監督を言う。
- (2) 建設工事計画とは、建築工事部門、土木工事部門、機械工事部門、電気工事部門ならびに環境保全工事部門における計画コンサルタントの業務を言う。
- (3) 建設工事の施工とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事ならびに環境保全工事の各部門における施工業務を言う。
- (4) 建設工事監督とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事ならびに環境保全工事の各部門における監督コンサルタントの業務を言う。

第 5 条

- (1) 第 4 条第 (2) 項に記されている建設工事計画の仕事とは、次の業務から成る。
 - a. 検討
 - b. 総合計画、マクロおよびミクロ研究
 - c. プロジェクト、工業および生産における実行可能性の研究
 - d. 技術、オペレーション、メンテナンスの計画
 - e. 調査
- (2) 第 4 条第 (4) 項に記されている建設工事監督の仕事とは、次の業務から成る。
 - a. 建設工事の監督。
 - b. 建設工事の過程および完了において、品質と納期を守るよう監督すること。
- (3) 計画、施工、監督の総合業務とは、次の業務から成る。
 - a. 建設計画
 - b. 請負工事の計画、準備および施工
 - c. 請負工事の調整
- (4) その他、計画ならびに監督業務の延長として次の仕事がある。
 - a. プロジェクト・マネジメント
 - b. 建設マネジメント

c. 工事に関する品質、量、価格の調査

第6条

- (1) 第3条に記されている建設業の事業形態とは、インドネシア国内外にかかわらず、個人業者および企業を言う。
- (2) 国内の企業は法人ならびに非法人である。

第7条

- (1) 第3条に記されている事業部門とは次の通りである。
 - a. 建築工事部門：初級レベル・中級レベル・上級レベルの建築工事、インテリアの設計・製作、造園業およびそれらの管理を含む。
 - b. 土木工事部門：道路、橋、鉄道、空港、トンネル、地下道、下水道、排水設備、港湾、ダム、水道施設、ビル建設、地球工学、採鉱設備や工場の建設ならびにこれら建設物の管理と取り壊しを含む。
 - c. 機械工事部門：空調／冷暖房設備、石油・ガス・地熱設備、工場設備、断熱、防音、エレベーター・エスカレーター、配管およびそれらの管理を含む。
 - d. 電気工事部門：発電設備、配電・電送設備、電気設備、鉄道の信号・通信、ラジオ放送施設、航空・航海の電気通信および補助システム、電気通信システム、電気通信センター、器械工学、避雷針およびそれらの管理を含む。
 - e. 環境保全工事部門：都市計画、環境破壊の分析・調査、環境保護、地区開発、浄水設備と汚水処理施設、水道管と排水管およびそれらの管理を含む。
- (2) 第(1)項に記されている部門の分類については、協会によってさらに細分化されサブ部門および分野が定められるものとする。

第2部
分類および格付け

第8条

- (1) 建設業に従事する企業および個人業者は、協会による分類および格付けの審査を受け、資格を取得しなければならない。
- (2) 建設業の分類は次の通りである。
 - a. 一般事業分類は、第7条に記されている事業部門のうち1部門以上において業務能力を持つ企業に対して適用される。

- b. 専門事業分類は、第 7 条に記されているサブ部門または分野において業務能力を持つ個人業者ならびに企業に対して適用される。
 - c. 一定技術保有の個人業者分類は、ある一定の技術においてのみ能力を持つ個人業者に対して適用される。
- (3) 建設業の格付けは、業務における力量および潜在能力の程度／大きさに基づいて次のようにグループ分けされる。
- a. 大企業レベル
 - b. 中企業レベル
 - c. 小企業および個人業者レベル
- (4) 第(1)項に記されている個人業者および企業の分類および格付けの資格は、協会によって定期的に再審査／認定される。
- (5) 第(1)項に記されている個人業者および企業の分類および格付けは、協会によって認可された業者組合によって実施される。
- (6) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項および第(5)項に関する補足規定は協会によって定められる。

第 9 条

- (1) 建設計画コンサルタントおよび建設監督コンサルタントの企業ならびに個人業者は、協会により認定された分類と格付けに従い、建設工事の計画および監督業務のみを行うことができる。
- (2) 建設業に従事する個人業者は、協会によって定められた分類と格付けに従い、危険度、技術および経費面において低レベルの建設工事のみ行うことができる。
- (3) 非法人の建設企業は、協会によって定められた分類と格付けに従い、危険度、技術面、経費面において低レベルから中レベルの建設工事を行うことができる。
- (4) 法人の建設企業は、協会によって定められた分類と格付けに従い、建設工事を行うことができる。
- (5) 危険度、技術および経費面において高レベルの建設工事は、株式会社あるいは同等の外国企業によってのみ行われる。

第 10 条

- (1) 第 9 条に記されている危険度の基準とは、次の通りである。
- a. 低レベルの危険度とは、一般的な安全および財産が危険にさらされることのない建設工事の危険度を言う。
 - b. 中レベルの危険度とは、一般的な安全、財産および人命が危険にさら

- れる可能性のある建設工事の危険度を言う。
- c. 高レベルの危険度とは、一般的な安全、財産、人命および環境が非常に危険な状態に置かれる建設工事の危険度を言う。
- (2) 第9条に記されている技術基準とは次の通りである。
- a. 低レベルの技術とは、簡素な道具を用い、専門職就労者を必要としない建設工事における技術を言う。
 - b. 中レベルの技術とは、重機を多少使用し、専門職就労者を多少必要とする建設工事における技術を言う。
 - c. 高レベルの技術とは、重機を多用し、多くの専門職就労者および技術職就労者を必要とする建設工事におけるレベルを言う。
- (3) 第9条に記されている経費の基準は、工事にかかる経費の大きさおよび工事の量によって、低レベル、中レベル、高レベルに分類される。
- (4) 第(1)項、第(2)項および第(3)項に記されている危険度、技術および経費のレベル基準に関する補足規定は、協会によって定められる。

第11条

- (1) 計画、施工および監督を業務とする企業の技術責任者は、建設業就労者に対する分類および格付けに従い認定された、技術職資格あるいは専門職資格を取得していなければならない。
- (2) ある企業の正社員となっている技術職就労者ならびに専門職就労者は、同じ建設部門に属する他の個人業者ならびに企業において正社員となることは禁じられる。

第3部 建設業企業登録

第12条

- (1) 第6条に記されている国内および外国企業は、すでに分類および格付けの資格を得た企業として、協会に登録しなければならない。
- (2) 第(1)項に記されている企業登録証は、企業が取得している分類資格および格付け資格を調査／査定した上で発行される。
- (3) 第(1)項に記されている登録条件の補足規定は、協会によって定められる。

第4部 建設業者組合の認可

第 13 条

- (1) 協会は、条件を満たしている業者組合に対し、第 8 条に記されている分類および格付けを実施するための認可を与えることとする。
- (2) 第(1)項に記されている業者組合は、実施した分類および格付け結果を協会に報告しなければならない。
- (3) 認可条件に関する補足規定は、協会によって定められる。

第 5 部 建設業営業許可

第 14 条

- (1) 建設業を営む国内企業は、所在地の地方政府が発行する営業許可を取得しなければならない。
- (2) 第(1)項に記されている営業許可は、インドネシア共和国全土における建設業の営業活動を行う際に有効である。
- (3) 第(1)項に記されている営業許可は、次の条件を満たす国内企業に与えられる。
 - a. 協会が発行する企業登録証を取得している。
 - b. その他営業活動に関する法令に定められている規定に適合している。
- (4) 建設業を営む外国の建設業者は、次の条件によって政府から与えられる営業許可を取得しなければならない。
 - a. 協会が発行する企業登録証を取得している。
 - b. インドネシア国内に駐在員事務所を持つ。
 - c. 更新のための年次営業報告書の提出。
 - d. 法令に定められている規定に適合している。
- (5) 第(1)、(2)、(3)および(4)項に記された営業許可認定条件に関する補足規定は大臣によって定められる。

第 III 章 建設業就労者

第 1 部 技術職検定および専門職検定

第 15 条

- (1) 建設業就労者は、協会が実施する技術職または専門職の資格検定を受けなければならない。

- (2) 技術職資格は、専門知識および専門技術の一定基準を満たした技術就労者に与えられる。
- (3) 専門職資格は、専門知識、職能、熟練度の一定基準を満たした専門職就労者に与えられる。
- (4) 第(1)項に記されている技術職資格および専門職資格は、協会によって定期的に再審査・査定が行われる。
- (5) 第(1)項に記されている検定は、協会により認可された専門職組合または教育・訓練機関により行われることができる。

第2部

建設業就労者の分類、格付けおよび登録

第16条

- (1) 第15条に記されている技術職検定および専門職検定は、建設業就労者の分類および格付けに基づいて行われる。
- (2) 第(1)項に記されている建設業就労者の分類および格付けの種類は、協会によって定められる。

第17条

- (1) 技術職資格および専門職資格を取得した建設業就労者は、協会へ登録しなければならない。
- (2) 第(1)項に記されている建設業就労者への登録証は、同者の取得した技術職資格または専門職資格を調査／査定した上で発行される。

第18条

第15条、第16条、第17条に記されている、建設業就労者の検定、分類、格付けおよび登録に関する補足規定は、協会によって定められる。

第3部

専門職組合および教育・訓練機関への認可

第19条

- (1) 協会は、第15条に記されている検定の実施条件を満たしている専門職組合および教育・訓練機関に対し、認可を与えることとする。
- (2) 第(1)項に記されている専門職組合および教育・訓練機関は、実施した検定結果を協会へ報告しなければならない。

- (3) 認可条件に関する補足規定は、協会によって定められる。

第IV章 建設業の社会的役割

第1部

建設業フォーラム

第20条

- (1) 建設業フォーラムとは、建設業界および政府間におけるコミュニケーション、協議および情報交換のための機関であり、建設業に関するさまざまな事柄について率直な意見交換を行うための自由かつ独立した定期会議を言う。
- (2) 一般社会、建設業界および建設業に関連する業界は、同フォーラムに意見を申し述べることができる。
- (3) フォーラムで話し合われた成果は、国家の建設業発展のための検討材料として、政府、協会および組合に伝えられる。

第21条

- (1) フォーラムの参加者は次の通りである。
 - a. 建設業者組合
 - b. 建設業専門職組合
 - c. 建設業関連産業組合
 - d. 知識人
 - e. 建設部門に関係する、または関心を持つ社会組織、ならびに建設業の消費者を代表する社会組織
 - f. 政府機関、および
 - g. その他必要と判断される者
- (2) フォーラムは次のような役割を持つ。
 - a. 社会の意向を受け入れ、広く伝える。
 - b. 国家建設業の発展を目的として協議し、決議を行う。
 - c. 社会の監視的役割を育て、発展させる。
 - d. 政府が法令、育成政策および統制策を定める際の参考となる。
- (3) フォーラムの円滑な進行と秩序を守るため、すべての会議は会員の互選により選ばれた議長が議事進行を行う。

第22条

- (1) 第 20 条第(1)項に記されているフォーラムの運営を援助するために、中央および地方政府は、フォーラムに対し便宜供与を行うものとする。
- (2) フォーラムへの便宜供与に関する補足規定は大臣により定められる。

第 23 条

フォーラムの運営資金は、次の方法により提供されるものとする。

- a. 協会からの提供
- b. フォーラム参加者からの寄付ならびに援助
- c. 第 3 者からの見返りを求めない寄付ならびに援助

第 2 部 建設業協会

第 24 条

- (1) 建設業の発展を目的として、国家レベルおよび地方レベルにおいて建設業協会を設立する。
- (2) 国家レベルは首都に、地方レベルは当該地方政庁所在地に協会を置く。
- (3) 協会の会員は次に記す機関の代表から成る。
 - a. 建設業者組合
 - b. 建設業専門職組合
 - c. 建設部門の権威者および大学の建設関連学科
 - d. 関係政府機関
- (4) 第(3)項 a. に記されている業者組合とは、建設部門で事業を行い、一般事業または専門事業にかかわらず、技術・専門技能を有する法人・非法人の個人業者・企業から成る組織ならびに集団（1 団体以上）を指し、同時に次の基準を満たすものである。
 - a. 以下の意味において国家的性質を持つこと。
 - 1) 支部は持たないが、全国的規模で活動できる事務所を所有している。または、
 - 2) インドネシア国内の 5 つ以上の州において支部または出張所を所有している。
 - b. 組合員の利益を守り、その要求に応えることを目的として活動している。

- c. 組合としての道徳律を有し、尊重している。
 - d. 組合員の管理能力を高めるために育成活動を行っている。
- (5) 第(3)項 b. に記されている専門職組合とは、技術職または専門職就労者から成る 1 団体以上の組織ならびに集団を指す。さらに、同組合は建設部門または建設業に関係する分野において、共通の技術および専門技能を基礎として形成され、次の基準を満たすものである。
- a. 以下の意味において国家的性質を持つこと。
 - 1) 支部は持たないが、全国的規模の組合員数である。または、
 - 2) インドネシア国内の 5 つ以上の州において支部または出張所を所有している。
 - b. 組合員の利益を守り、要求に応えることを目的として活動している。
 - c. 専門職としての道徳律を有し、尊重している。
 - d. 組合員の能力、技術および専門技能を高めるために育成活動を行っている。
- (6) 第(3)項 c. に記されている権威者とは、科学的専門知識ならびに経験により、建設部門における専門家としての基準を満たし、同時に、経営者ではなく建設業界全体の発展のために役立てることを願う、1 名あるいはそれ以上の者を言う。
- (7) 第(3)項 c. に記されている大学の代表とは、次の基準を満たす教育機関を代表する 1 名以上の者を言う。
- a. 建設分野に関連する学部を有する。
 - b. 大学基準合格認定を取得しており、協会に参加するための学長推薦状を有する。
- (8) 第(3)項 d. に記されている政府機関の代表とは、建設業育成機関ならびに建設業関連機関の 1 機関、あるいはそれ以上の機関を代表する職員で、大臣からの推薦状を有する者を指す。

第 25 条

- (1) 第 24 条に記されている協会とは、国家的性質を有するとともに、自由で独立した、オープンな性質を持ち、非営利的な活動を行うものである。
- (2) 第(1)項に記されている協会がすでに第 24 条の規定を満たしている場合、その設立は法的小および組織的に有効である。

- (3) 第(1)項に記されている協会の活動期間、主な職務分担、役割および機構については、協会の定款ならびに内規に基づき定められるものとする。

第26条

- (1) 国家レベルの協会は、国家的性質を持つ規範および規定を定めるものとする。
- (2) 地方レベルの協会は、第(1)項に記されている国家レベルの協会が定める規範および規定をガイドラインとして活動する。

第27条

- (1) 協会は、その職務と役割を果たすために、特に次に記す資金供与を得ることができる。
- a. 協会のサービスに対する報酬
 - b. 協会会員からの寄付
 - c. 第三者からの合法的かつ見返りを求めない援助
- (2) 第(1)項に記されている資金源およびその額、ならびに資金活用責任のあり方に関する補足規定は、協会の協議により定められる。

第28条

- (1) 協会の職務とは次の通りである。
- a. 調査研究を行い、建設業の発展を促すこと。
 - b. 建設業における教育・訓練活動。
 - c. 分類、格付け、技術職資格および専門職資格を含む建設業就労者登録の実施。
 - d. 建設業企業登録の実施。
 - e. 建設業における仲裁、調停および専門的評価機関の役割を促進し、向上させること。
- (2) 第(1)項に記されている職務の一環として、協会は次のような活動を行うことができる。
- a. 建設業における情報システムを開発する。
 - b. 建設業の入札書類様式、労働契約基準、業務提携のための指針を整える。
 - c. 国家基準、地方基準および国際基準を社会に浸透させる。
 - d. 請負業者が国内市場のみならず国際市場においても競争力を持つことができるよう奨励する。

第 29 条

協会は次に記される権限および責務を有する。

- a. 次のような認可を与えることができる。
 - 1) 業者組合が、協会に協力し企業の分類および格付けを実施すること。
 - 2) 専門職組合および教育・訓練機関が、協会に協力し、技術職検定および専門職検定を実施すること。
- b. 外国人就労者の専門職資格および外国の企業登録に対し、国内における同等の地位を与える。
- c. 常に公共の利益を優先し、専門知識にのっとり、知的判断と公正さに従い職務を遂行し、専門技術の原則を土台とすべく、職務責任に関する諸規定を作成し決定する。
- d. 不正行為により協会から認可を取得した業者組合、専門職組合および教育・訓練機関に対して、制裁措置を加える。
- e. 協会の規定に違反した建設請負業者に対して制裁措置を加える。

第 V 章 行政制裁措置

第 30 条

本行政令に違反した場合は、次に定められる行政制裁措置が科せられる。

- a. 協会および委託業者に対し、政府は文書による警告を行う。
- b. 請負業者に対し、政府により次の措置が科せられる。
 - 1) 文書による警告
 - 2) 営業許可の凍結
 - 3) 営業許可の取り消し、ならびに
 - 4) 営業禁止
- c. 請負業者および組合に対し、協会により次の措置が科せられる。
 - 1) 文書による警告
 - 2) 業務活動の制限／禁止措置リストへの登録
 - 3) 認可の取り消し
 - 4) 業務部門の制限
 - 5) 企業登録証の取り消し、ならびに
 - 6) 技術職資格、専門職資格の取り消し
- d. 組合員に対し、組合により次の措置が科せられる。
 - 1) 文書による警告
 - 2) 組合会員資格の取り消し
 - 3) 技術職資格または専門職資格の取り消し

第 31 条

個人業者および企業による第 8 条第(1)項、第 9 条および第 10 条の規定違反に対して、次に記す制裁措置が科せられる。

- a. 文書による警告
- b. 業務活動の制限／禁止措置リストへの登録
- c. 営業部門の制限
- d. 技術職資格または専門職資格の取り消し
- e. 登録の取り消し、ならびに
- f. 組合員資格の撤回

第 32 条

(1) 技術責任者による第 11 条第(1)項の規定違反に対して、次に記す制裁措置が科せられる。

- a. 文書による警告
- b. 業務活動の制限／禁止措置リストへの登録、または
- c. 技術職資格または専門職資格の取り消し

(2) 企業の技術職就労者および専門職就労者による第 11 条第(2)項の規定違反に対して、次に記す制裁措置が科せられる。

- a. 文書による警告
- b. 業務活動の制限／禁止措置リストへの登録、または
- c. 技術職資格または専門職資格の取り消し

第 33 条

(1) 業者組合、専門職組合ならびに教育・訓練機関による第 13 条第(2)項、第 19 条第(2)項の規定違反に対して、次の制裁措置が科せられる。

- a. 文書による警告
- b. 業務制限／禁止措置リストへの登録
- c. 認可の取り消し

(2) 協会による第 26 条第(1)項および第(2)項の規定違反に対して、政府から文書による警告措置が科せられる。

第 34 条

国内外の企業による第 12 条第(1)項の規定違反に対して、次に記す制裁措置が科せられる。

- a. 文書による警告、または

- b. 当該部門における営業活動の禁止

第 35 条

- (1) 企業による第 14 条第(1)項、第(2)項および第(3)項の規定違反に対して、次に記す制裁措置が科せられる。
 - a. 文書による警告
 - b. 営業許可の凍結、または
 - c. 営業許可の取り消し
- (2) 外国企業による第 14 条第(4)項の規定違反に対して、次に記す行政制裁措置が科せられる。
 - a. 文書による警告、または
 - b. 当該部門における営業活動の禁止

第VI章 その他の規定

第 36 条

第 31、32、33、34 および 35 条に記されている行政制裁は、違反の程度によって科せられる措置が決められる。

第 37 条

- (1) 協会によって発効された建設業界関連規定は、発効後遅くとも 15 日以内に、大臣へ報告されなければならない。
- (2) 政府は、協会によって発効された規定が公共の利益に反する場合、ならびに法令の定めに抵触する場合は、同規定を撤回することができる。

第VII章 移行規定

第 38 条

- (1) 本行政令発効以前に、すでに発効済みの建設業の事業および社会的役割に関連する諸規定は、本行政令に抵触しない限り、あるいは本行政令により新規定に書き換えられない限り、引き続き有効となる。
- (2) 本行政令発効以前に、すでに発行済みの技術職資格および専門職資格は、同資格の有効期間内において、あるいは本行政令発効後 1 年以内において、引き続き有効となる。

第VIII章 結び規定

第 39 条

本行政令は、制定された日より有効となる。

本行政令を各人に周知させるよう、インドネシア共和国官報に掲載することを命ずる。

2000 年 5 月 30 日付

ジャカルタにて決定

インドネシア共和国大統領

署名

K. H. アブドゥルラフマン・ワヒド

2000 年 5 月 30 日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国国務官房長官

署名

ボンダン・グナワン

インドネシア共和国官報 2000 年第 63 号掲載

原本の写しであることを承認する。

インドネシア共和国内閣官房

第 I 法令部部長

(署名)

建設業の事業および社会的役割に関する
インドネシア共和国行政令
2000 年第 28 号

説 明

一般説明

建設業に関する法律 1999 年第 18 号により、建設業経営における主要基盤が整えられた。しかしながら、同法律において定められた諸規定を順守するためには、同法律を土台とした、行政令という形での取り決めが必要となった。

法律 1999 年第 18 号第 7 条において、建設業の業種、事業形態および事業部門に関し、政府による補足規定の制定が必要であることは明白である。

同法律第 10 条において、政府は建設業における営業許可、企業分類、企業格付け、ならびに技術職・専門職資格の実施方法について規制をしなければならないことも明白である。

建設業に関する法律の中で一般社会と区別して「建設業界」という用語が用いられているが、これは即ち、建設事業および建設事業に対し利害関係を持つ社会、ならびにこれに関連する活動を行っている社会のことを指す。

建設業界は、建設業フォーラムの活動、および自由で独立した協会を通じ、その役割を果たすことが可能となる。

建設業フォーラムは、可能な限り広く意見を求めることで、国家建設業の育成・開発政策において重要な役割を担うことができる。

建設業協会は、建設業の発展を目的として、建設業界により組織されるものである。

建設事業の経営のためには、本行政令において定められている基準、監督および制裁措置に関する諸規定が必要となる。

以上、本行政令における規定は、建設業の経営および育成における参考ともなり得る。

逐条説明

第 1 条 説明不要

第 2 条 説明不要

第 3 条 建設業の業種、事業形態および部門は、建設業部門に従事した

いと望む社会に対し、基準および制限を示すもので、参考となる。

第4条 説明不要

第5条

第(1)項 説明不要

第(2)項 説明不要

第(3)項

a. 請負業者は、委託業者による取り決めに従い計画および設計を行い、施工準備、その他様々な分野の仕事（設計・組立て、技術調達、建設）を総合的に調整するための作業準備を行う。

b. 総合的な請負業者とは、装置工場、発電所ならびに工場設備、またはインフラ、その他設備の建設を行い、計画、準備および施工のすべての作業を総合的に実施し、完成までの費用や完成期日を高い確率で計画に近づけ、また、直ちに操業できるような状態で引渡しを行うものである。

c. 説明不要

第(4)項 説明不要

第6条

第(1)項 外国企業の場合、法律に基づき設立され、外国を所在地とし、インドネシアに駐在員事務所を持ち、株式会社（PT）と同等の資格を持つことが条件となる。

第(2)項 説明不要

第7条 説明不要

第8条

第(1)項 建設業の分類・格付けの目的は、建設業者間の関係の相乗作用により、強力かつ効果的な事業構造を打ち立てることである。

第(2)項 建設業の分類は、様々なサブ分野での工事を行うことを目的として、企業および個人業者の能力程度を調べるために行われる。

第(3)項 建設業の格付けは、工事のレベルに従って作業に取り組めるよう、企業および個人業者の能力の程度を調べるために行われる。

第(4)項 説明不要

- 第(5)項 建設業に関する法律第12条に定められている建設業開発政策に従って、業者組合は、同じ部門／サブ部門／サブ部門中の分野において、他の組合によってまだ分類・格付けの査定を受けていない建設業者のみ、その分類と格付けを行うことができる。一般業者組合は、一般の部門／サブ部門／サブ部門中の分野において、他の組合によってまだ分類・格付けの査定を受けていない建設業者のみ、その分類と格付けを行うことができる。専門業者組合は、専門職の部門／サブ部門／サブ部門中の分野において、他の組合によってまだ分類・格付けの査定を受けていない建設業者のみ、その分類と格付けを行うことができる。ただし、当該組合がまだ認可を取得していない場合は、分類・格付けの決定は協会が行う。
- 第(6)項 協会によって定められる、分類・格付けに関する主な規定とは、資金供与規定、就労者規定、熟練に関する規定などである。
- 第9条
- 第(1)項 説明不要
- 第(2)項 個人業者に適用される業務制限は、建設工事の危険性に対する社会全般への保護を目的としている。
- 第(3)項 説明不要
- 第(4)項 法人の企業とは、特に株式会社（PT）および協同組合を指す。
- 第(5)項 説明不要
- 第10条 説明不要
- 第11条
- 第(1)項 説明不要
- 第(2)項 職務重複の禁止は、独占および不健全な営業競争の禁止に関連する。
- 第12条
- 第(1)項 外国資本の投入により設立された国内の建設企業は、インドネシア国内において登録をし、また国内における能力の査定を受けなければならない。登録とは、管理、財務、人事、機器および能力評価などの企業データを記載、記録することを言い、地方レベルの協会が既存

の場合は同地方レベル協会により登録が行われる。

ただし、当該地域において業者組合、専門職組合または教育・訓練機関がまだ設立されていない場合、あるいは認可されていない場合、登録は協会によって実施される。

第(2)項 説明不要

第(3)項 説明不要

第13条

第(1)項 組合にまだ認可が下りていない場合、あるいは専門職がまだ組合を持たない場合、分類・格付けは協会によって実施される。

第(2)項 同報告は、協会が分類・格付け資格の発行を監督するために必要な資料提供の意味を持つ。

第(3)項 説明不要

第14条

第(1)項 「営業許可を取得しなければならない」とは、総合的な建設事業を含め、建設工事のレベルに適合した認可条件を満たさなければならないことを指す。

各地方で実施される企業の営業許可はすべて、建設業育成政策に関する行政令に定められるように、地方政府の権限で承認されるものである。

第(2)項 説明不要

第(3)項 説明不要

第(4)項

a. 説明不要

b. 説明不要

c. 説明不要

d. ここで言う法令とは、特に租税外の国家歳入に関する法令を言う。

第(5)項 説明不要

第15条

第(1)項 説明不要

第(2)項 技術職資格を取得するためには次の方法がある。

a. 専門教育を受け、試験に合格する。

b. 訓練を受け、試験に合格する。

- 第(3)項 c. すでに能力があり、試験に合格する。
専門職資格を取得するためには次の方法がある。
- a. 大学、あるいは政府によって同程度の認定を受けた教育機関を卒業し、専門的な研修を終了し、最終的に関係組合による試験に合格する。
または、
- b. 関係組合による熟練専門職就労者を対象とした査定／試験に合格する。
- 第(4)項 説明不要
- 第(5)項 専門職組合および教育・訓練機関は、分類および格付けを行う他、他の組合・教育訓練機関による技術職資格・専門職資格をまだ取得していない建設業就労者のみを対象として、一定の専門知識・技術、役割ならびに熟練に基づいた技術職検定および専門職検定を実施することが出来る。
- 第 16 条 説明不要
- 第 17 条 就労者がすでに登録済みであることの証明として、当該就労者には、他者と重複することのない登録番号が与えられる。
- 第 18 条 説明不要
- 第 19 条
- 第(1)項 当該組合または教育・訓練機関がまだ政府による認可を受けていない場合、ならびに当該就労者の属すべき組合が存在しない場合、技術職検定は協会によって実施される。
当該組合がまだ政府による認可を受けていない場合、ならびに当該専門職の属すべき組合が存在しない場合、専門職検定は協会によって実施される。
- 第(2)項 説明不要
- 第(3)項 説明不要
- 第 20 条
- 第(1)項 フォーラムとは組織ではなく、自発的な社会活動形態である。
- 第(2)項 意見とは、文書または口頭による、建設業に関連した意見のことである。

第(3)項	説明不要
第21条	説明不要
第22条	
第(1)項	政府による便宜供与とは、次のものを含む。 a. フォーラムの議題を用意する。 b. フォーラムの運営。 c. 事務管理の秩序を整える。 d. 建設業に関する社会の意見を収集し、フォーラムの協議材料として提示する。 e. フォーラムの決議をまとめ、関係者へ伝える。またその後の社会の動きを観察する。
第(2)項	説明不要
第23条	説明不要
第24条	
第(1)項	協会の設立に当たり、第一段階としてまず政府が主導権を取り、運営資金を含む便宜供与を支給する。
第(2)項	説明不要
第(3)項	説明不要
第(4)項	説明不要
第(5)項	説明不要
第(6)項	説明不要
第(7)項	説明不要
第(8)項	説明不要
第25条	
第(1)項	国家的性質とは、協会の定めるすべての規範および規定が、調和良く国家および地方に利益をもたらすものであることを意味する。 自由で独立したとは、協会は、建設業発展政策において、民間企業や政府機関など他者からの影響を受けることなく、建設業発展の理念に基づき自由に活動し、さらに運営資金面においても政府に依存することなく自立しなければならないことを意味

する。

オープンとは、一般社会が、協会から建設部門における情報を得ると同時に同部門の監視をすることが可能であることを意味する。

第(2)項

- a. 協会のプロ意識、解放性、独立性を保証するために、協会は少なくとも規定作成委員会、政策監視督委員会および政策を進めるための運営委員会を必要とする。
- b. 規定作成委員および政策監視委員は、協会会員の協議により選出され、また同協議に責任を持つ、協会会員の代表から成る。
- c. 協会の政策を進めるための運営委員は、同規定作成委員会および政策監視委員会によって選出され、また同委員会に責任を持つ。
- d. 協会の政策運営委員を選考するための基準として、専門知識を持つ、誠実、他の影響を受けることがない、客観的である、および常勤できることが条件として挙げられる。

第(3)項

説明不要

第26条

第(1)項

国家的特質を持つ規範および規定とは、特に、登録、分類、格付け、技術職検定、専門職検定、契約締結の様式、教育訓練および建設業組合の認可に関する規定を言う。

第(2)項

説明不要

第27条

第(1)項

説明不要

第(2)項

協会の協議とは、協会によって開催することが決められている定例の協議会を指す。

第28条

第(1)項

説明不要

第(2)項

協会は建設業の発展のため、建設業の情報システムの管理、海外への登録規定による外国企業との合併を視野に入れた国家建設業の宣伝活動、その他建設業の発展に必要な仕事を行うことができる。

- 第 29 条 協会は、すでに認可条件を満たしている専門職組合や訓練組織／教育訓練所によって発行された技術職・専門職資格、ならびに外国人就労者所有の技術職・専門職資格に対して、認定基準に適合するかどうかを査定しなければならない。
- 第 30 条 説明不要
- 第 31 条 説明不要
- 第 32 条 説明不要
- 第 33 条 説明不要
- 第 34 条 説明不要
- 第 35 条 説明不要
- 第 36 条 説明不要
- 第 37 条
第(1)項 協会が 15 日以内に発効された規定を報告しない場合、大臣は協会に対して警告を行うことができる。
第(2)項 説明不要
- 第 38 条 説明不要
- 第 39 条 説明不要